

飯田市土地利用基本方針の変更（平成 20 年 10 月 1 日施行）

変更を行う箇所（飯田市土地利用基本方針 73 ページ）

第 4 編 地域土地利用方針

「第 1 章 山本地区」の次に「第 2 章 川路地区」を追加する。

第 2 章 川路地区

第 1 節 地域土地利用方針

1 地域土地利用方針の名称

川路地域土地利用方針

2 地域土地利用方針の土地の区域

川路地区全域

3 目指すべき地域づくりの目標

（１）地域づくりの目標

緑豊かな自然環境や地域固有の文化や景観を守り、ふるさとを誇りに思う心が育まれる地域となるよう、住民参画によりコミュニティの充実を図るとともに、名勝天龍峡などの資産をいかし、農業、工業、商業、観光等の連携により地域の活力を高めることによって、心の豊かさが育ち、うるおいのある豊かな暮らしを実感できるまちづくりを目指します。

（２）目指す地域の姿

「豊かさ、活力、うるおい、安心・安全な川路」

4 地域づくりの方針

（１）地域の土地の利用に関する方針

川路地区は、市内南西部にあって、天竜川の右岸に位置し、名勝天龍峡を抱える地域です。古くから天竜川の氾濫に見舞われた地域でしたが、天竜川治水対策事業が完了し、新たに創出された広大な土地には企業進出が進んでいます。

全体方針において天竜峡エコバレー地域は、名勝天龍峡と周辺の地域資源・観光資源の連携によって人を呼び込み、環境、産業、生活等の新たな交流を促進するための拠点と位置づけられており、都市との交流のさらなる進展が期待される地域です。

また、川路地区の天竜川治水対策事業地のうち土地区画整理事業によって整備された区域においては、平成 14 年に川路地区計画が都市計画決定され、計画的な土地利用が進められています。

今後の川路地区においては、この地区計画に基づき取り組まれるまちづくりや、名勝天龍峡の保全・再生に向けた取り組みとの調整を図り、緑豊かな自然環境と調和した土地利用を行うことが求められています。

(2) 地域の景観の育成に関する方針

前述のとおり、川路地区の一部では、川路地区計画に基づき環境や景観に配慮した地域づくり、産業づくりが進められています。一方で、この地域の観光資源・交流資源の中心となる名勝天龍峡はその再生が急務とされており、自然的景観の保全とともに、魅力ある観光地としての景観も求められています。

基本的な方針

○目指すべき地域づくりの目標の実現

目指すべき地域づくりの目標においては、産業振興・若者定住、生活の豊かさ向上などを掲げ、計画に基づいた地域運営、名勝天龍峡の再生と景観保全、天竜峡エコバレープロジェクトの推進、環境の整備によるクリーンな川路の育成などを目指しています。

緑豊かで落ち着きがあり、住む人、働く人、訪れる人それぞれが魅力を感じられるような地域づくりに向けて、地域における景観の特性となっている名勝天龍峡と川路地区計画の区域を核とし、周辺の景観との調和を図りながら、地区全体として一体的に景観の保全、育成を進めます。

そのため、地域景観計画を策定します。

具体的な内容

○屋外広告物特別規制地域の指定

地域景観計画に基づき、ふるさとに残したい自然や風景、新たに育んでいこうとする景観に対し大きな影響を及ぼす要因の一つである屋外広告物に関する制限を行うこととします。

そのため、川路地区全域を、飯田市屋外広告物条例に基づく屋外広告物特別規制地域に指定し、許可基準を定めることとします。

この変更に関し市が実施した手続き等は次のとおりです。

平成 20 年 8 月 川路地域協議会への意見聴取（ 8 月 29 日 ）

平成 20 年 8 月 パブリックコメントの実施（ 8 月 1 日～ 8 月 31 日 ）

平成 20 年 9 月 土地利用計画審議会・都市計画審議会への諮問・答申（ 9 月 4 日 ）